

徳島県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地		変更年月日
		旧	新	
長島 知也	はりT o m o 鍼灸院	鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜一―三五 濱口ビル一〇一	板野郡北島町高房字勝瑞境九七―一イルソーレ北島一〇八号	令和七年一月一日
流 秀人	ながれ接骨院	阿波市阿波町大坪一〇一―一	阿波市阿波町谷島北四七―一	令和七年三月一日